

## お仕事（請負）を依頼されるお客様へ

シルバー人材センターをご利用いただき、誠にありがとうございます。

シルバー人材センターでは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、「臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業」を提供いたします。

このため、下記の制限がありますので、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

ご不明な点をご相談ください。

### ● 請負契約による、下記の注意事項をご理解ください。

- ※ 事業所の社員と混在して就業する仕事はお受けすることはできません。
- ※ 発注者や社員から指揮命令を受けるお仕事はお受けすることはできません。
- ※ シルバー人材センターと会員、発注者と会員それぞれの間には雇用関係は存在しません。

ただし、会員はシルバー総合保険に加入しておりますので、就業中の傷害事故や賠償責任事故には保険範囲内で対応いたします。

- 警備業法に抵触する作業、**危険**を伴う作業や**深夜帯**のお仕事はお受けすることはできません。
- 週 20 時間、月 80 時間を越える就業については、複数名での就業となります。
- 契約は会計年度単位になります。年度末（3 月末）までに翌年度の更新をご確認するための書類を郵送します。
- 会員の就業期間は一つの就業先で原則 5 年となっております。  
5 年の就業期限を迎えた会員は別な会員へ交代となりますが、お客様から延長のご要望があれば、1 年ごとの延長が可能です。

〒132-0032 東京都江戸川区西小松川町 34-1

TEL:03-3652-5091 FAX:03-3652-5094

公益社団法人シルバー人材センター

江戸川区高齢者事業団